

千葉県外国人児童生徒等教育の方針

令和3年3月

千葉県教育委員会

令和4年9月16日 改訂

令和6年3月28日 改訂

目次

- 1 はじめに
- 2 外国人児童生徒等を取り巻く背景
 - (1) 国の動き
 - (2) 千葉県の現状
- 3 外国人児童生徒等教育の基本的な考え
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 重点化の視点
 - (3) 自治体等の役割
 - (4) 施策体系図
- 4 主な施策

外国人児童生徒等教育の指導・支援体制

- No. 1 行政担当者連絡協議会
- No. 2 日本語指導を必要とする生徒への支援体制の構築(研究)
- No. 3 拠点校の設置
- No. 4 幼児教育推進事業
- No. 5 外国人児童生徒等の心のケア(カウンセリング)等について
- No. 6 外国につながる障害のある児童生徒等および家族への支援

教員・相談員等の配置・養成

- No. 7 日本語指導に係る研修・情報提供の充実
- No. 8 日本語指導担当教員の配置
- No. 9 外国人児童生徒等教育相談員の配置・語学ボランティアの要請

就学・進学・就職の支援等

- No. 10 就学担当者会議
- No. 11 外国人の特別入学者選抜
- No. 12 県教育委員会HPによる支援

多文化共生意識の醸成

- No. 13 外部関係機関や支援団体との連携
- No. 14 異文化理解の促進

1 はじめに

近年、県内に在住する外国人の増加に伴って、日本語指導が必要な外国人児童生徒等も増加してきており、文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によると都道府県別の在籍人数で全国第8位（令和3年度調査）となっている。こうした外国人児童生徒等に関するこれまでの千葉県教育委員会における施策は、義務教育段階における指導体制の構築を目的とした研修及び、県立学校における母語を理解できる相談員派遣を中心としていたが、外国人児童生徒等が社会で自立していくためには、就学前段階や高等学校段階、更には、高等学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援が必要である。また、外国籍の児童生徒が不就学又は就学不明となっている実態を踏まえると、不就学の児童生徒を就学に結びつけることが求められる。

千葉県教育委員会では、「第3期千葉県教育振興基本計画」を策定し、令和6年度までの次世代へ光り輝く「教育立県ちば」プランを示した。

第3期千葉県教育振興基本計画の抜粋

「基本理念」

ちばの教育の力で 「県民としての誇り」を高める！
「人間の強み」を伸ばす！
「世界とつながる人材」を育てる！

「基本目標2」

ちばの教育の力で、「自信」と「安心」を育む学校をつくる

「施策7」多様なニーズに対応した教育の推進

(4) 外国人児童生徒等の受入れ体制の整備

各学校において外国人の児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、外国人など日本語を母語としない児童生徒等に対して日本語指導ができる外部人材の配置の充実を図ります。

また、外国人児童生徒やその保護者を含む外国人県民が、地域コミュニティに溶け込むことができるよう、多言語での情報提供や生活全般の相談に対応します。

また、千葉県では令和2年3月に「千葉県多文化共生推進プラン」を策定し、言語・文化・習慣の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として共に生きていく「多文化共生」社会づくりの理念や取組の方向性等を示された。

千葉県多文化共生推進プランの抜粋

「基本目標」

言語・文化・習慣の異なる外国人県民と日本人県民が、共に地域社会の一員として助け合い、安心して暮らし働き、活躍することのできる県づくり

「施策目標」

I 外国人と日本人が共に地域社会の一員として暮らし、活躍する県づくり

II 外国人が安心して暮らし、働ける県づくり

「施策項目7」子どもの教育環境の整備

日本語指導を必要とする外国人児童生徒等に対し、適切な相談・支援や日本語指導を行えるよう、指導体制の整備・充実や教員・指導員等の養成・確保、就学の促進、キャリア形成支援等の取組を進めていきます。

これら、「第3期千葉県教育振興基本計画」及び「千葉県多文化共生推進プラン」をもとに、外国人児童生徒等の教育が充実していくよう教育庁内の関係課の業務を整理し、今後の外国人児童生徒等に対応していく庁内体制を整えるものとして「外国人児童生徒等教育の方針」を策定することとした。

千葉県で学ぶ外国人児童生徒等の未来が輝くための指針となるよう、全力で努めていく。

2 外国人児童生徒等を取り巻く背景

(1) 国の動き

小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数及びそれ以外の国内の日本語学習者数の増加とともに、外国人の子供の不就学をはじめとして教育環境に係る問題を指摘されている。また、新たな在留資格が平成31年4月より創設され、将来的には家族帯同による外国人の子供を含む更なる増加を見込んでいる。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえつつ、外国人の子供の教育、日本語教育、外国人留学生の国内就職促進等に係る課題を深掘りし、充実させるための方策について検討を行っている。

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、外国人児童生徒等が自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実に取り組んでいる。

第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日 閣議決定）※一部抜粋

- ・日本人学校など海外の様々な文化・環境の中で学ぶ児童生徒や、日本国内で学ぶ外国人児童生徒など、多様な人材の個性を伸ばすための教育の充実が重要である。
- ・また、グローバル化の進展によってますます増加することが見込まれる海外に在留した後、に帰国した児童生徒や外国人児童生徒など日本語指導が必要な子どもについても海外における学習・生活体験を活かしつつ国内の学校生活に適應することができるよう指導を行う必要がある。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日 関係閣僚会議決定）

- ・外国人児童生徒の教育等の充実として、日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるようにするとともに、日本語指導体制の構築や日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について

（令和元年6月18日 関係閣僚会議決定）

- ・外国人の子供に係る対策として、保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に係る取組事例の把握・共有、就学状況の把握及び就学促進、障害のある外国人の子どもに係る支援の充実等を支援する。

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日 閣議決定）

- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に基づき、着実に取組を進める。

日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日 公布、施行）

- ・地方公共団体の責務（第5条関係）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

（令和2年6月23日 閣議決定）

- ・日本語教育の推進に関する法律に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めている。
- ・子供たちが生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるよう適切な教育の機会が確保されることが不可欠である。
- ・地方公共団体における推進体制として、本方針を参酌し、地域の実情に応じて地方公共団体の基本的な方針の策定に努めるものとする。

外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針

（令和2年7月1日 文部科学省通知）

- ・「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき、外国人の子供の就学促進、就学状況の把握及び学校での受入れ後の指導に関する留意事項等について通知している。
- ・外国籍の子供の保護者には、日本の義務教育への就学義務はないが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等を踏まえ、日本人児童生徒同様に無償で受け入れることになっており、日本人と同一の教育を受ける機会を保障することとなっている。昭和57年（1982年）に難民条約、平成6年（1994年）に子どもの権利条約を批准し、共生社会の実現が求められ、外国人児童生徒も日本国籍を有する子どもと同様の教育を受けることができる。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）

（令和2年7月14日 関係閣僚会議決定）

- ・新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定（191施策）。今後も関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。
- ・外国人児童生徒に対する教育は、外国人児童生徒の日本における生活の基礎となるものであり、外国人児童生徒が、必要な学力等を身に付けて、自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるようにしなければならない。

(2) 千葉県の現状

①外国人児童生徒の実態

- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍人数

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」において、日本語指導が必要な外国人児童生徒が、平成20年から30年の10年間で、1.53倍に増加している。

令和3年度の調査では、2,000人を超える結果となった。

(単位：人)

千葉県	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R3
小学校	765	756	637	691	980	1120	1,415
中学校	324	352	217	246	333	419	496
高等学校	69	136	94	102	160	228	262
義務教育学校					12	10	20
中等教育学校	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	4	5	2	4	4	1	0
合計	1,162	1,249	950	1,043	1,489	1,778	2,193

約2倍

- ・外国人児童生徒の主な使用言語

「その他」に分類している言語が平成20年度から約6倍に増え、希少言語を含む多様な言語を母語としている児童生徒等が増加している。

(単位：人)

千葉県	日本語	英語	韓国・朝鮮語	スペイン語	中国語	フィリピン語	ベトナム語	ポルトガル語	その他	言語数
H20		47	59	145	391	298	10	75	137	25
H30		42	41	132	597	359	41	48	518	30
R3	107	131	14	125	661	262	65	74	754	約40

※令和3年度調査では、「母国語」→「主な使用言語」と項目が変更。

「その他」に分類される言語数が700を超えた。

・外国人児童生徒の就学の状況

外国人児童生徒の就学については、法令上、保護者にはその子を就学させる義務がなく、就学を促進する取組に苦慮している他、居住地域が把握できずに不明となる場合もある。県内の多くの地域で在住外国人数が増えるにつれ、新たに対応する自治体も増えている。

外国人児童生徒の就学状況の把握については、文部科学省において「外国人の子供の就学状況等調査」が行われているが、教育委員会だけで外国人児童生徒の就学状況を把握することは困難であり、学校の設置者である各市町村教育委員会と首長部局との連携が必要である。

なお、令和元年度に比べ、令和3年度及び令和4年度に行われた当該調査の結果では、不就学及び不明が大幅に減少している。各市町村において、状況把握や就学の働きかけなど、様々な取組が行われた成果が表れてきているものと考えられる。

学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況 文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果について」

千葉県	義務教育諸学校	外国人学校等	転居・出国	不就学	不明
令和元年度	4, 978	88	199	102	1, 365
令和3年度	7, 377	82	260	13	627
令和4年度	7, 956	93	175	16	493

「不就学」・・・就学できていないと確認できた児童生徒
「不明」・・・就学状況が確認・把握できない児童生徒

・日本語指導が必要な外国人児童生徒等を取り巻く主な課題

学年相当の学習言語力が十分でないことによる学習意欲の低下や学校への不適応、周囲からの疎外等がある。さらに、学齢相当の学力の定着や進学、就職に課題がある。

また、保護者の日本語コミュニケーション力が不十分なことによる学校側との意思疎通が難しく、保護者の教育に対する考え方や文化の違いにより就学の課題がある。

②県教育委員会の主な取組と課題

主な取組

県教育委員会では、このような状況を踏まえ、外国人児童生徒等が日本語による学習ができるよう日本語指導を担当する教員を県内に配置している。さらに、外国人児童生徒等教育の推進のため日本語指導担当者の資質能力向上等を目的とした日本語指導担当者連絡協議会を実施してきた。外国人児童生徒等の増加に伴い参加人数が増加し、多くの教員等に研修の機会を提供している他、同協議会で作成した資料をホームページに公開するなどして広く発信している。

また、県立学校へ相談員を派遣し、日本語指導が必要な外国人児童生徒等への日本語指導等の学習支援や生活支援、保護者への教育相談通訳等を継続して行っている。外国人児童生徒等の増加に伴い、支援の拡充に努めている。

さらに、令和4年度より、相談員の派遣や翻訳機の導入など、市町村が実施する支援にかかる経費の一部を助成している。

主な課題

外国人児童生徒等の増加とともに、日本語指導経験が浅い教員が担当するケースが増加し、資質能力向上が求められている。さらに、長く日本語指導を担当してきた教員の高齢化が進み、指導技術等の伝達が課題である。日本語指導が必要な全ての外国人児童生徒等が、専門的知識のある教員から日本語指導を受けられる体制構築が必要である。

また、県教育委員会及び市町村教育委員会等において、外国人児童生徒等の日本語能力向上及び就学進学等の支援を推進するため更なる連携が求められる。

3 外国人児童生徒等教育の基本的な考え

(1) 基本的な考え方

①すべての児童生徒に多文化共生の資質を育む。

- ・相手を理解し、「違い」を認め合い、多様な価値観を受容しながら、共に生きようとする意欲や態度を養う。

②多文化共生の教育を担う教師の育成及び、受け入れ体制を構築する。

- ・研修の仕組みや体制を作り、教員の意識を変えることができる研修機会を構築する。
- ・市町村の受け入れ体制整備を支援する。

(2) 重点化の視点

基本的な考え方に沿い、外国人児童生徒等教育を推進するため、以下の3つの重点化を図る。

①日本語指導体制の構築

日本語指導が必要な全ての外国人児童生徒等に、日本語指導教員による指導が行えるようにする。児童生徒が集まる拠点校の設置や、日本語指導担当教員等が各学校を巡回する等、地域の実態に即した体制を構築する。

②研修機会の拡充

日本語指導担当教員等の資質能力向上のため、日本語指導方法及び多文化共生等に関する研修機会を拡充する。

③不就学児童生徒への対応

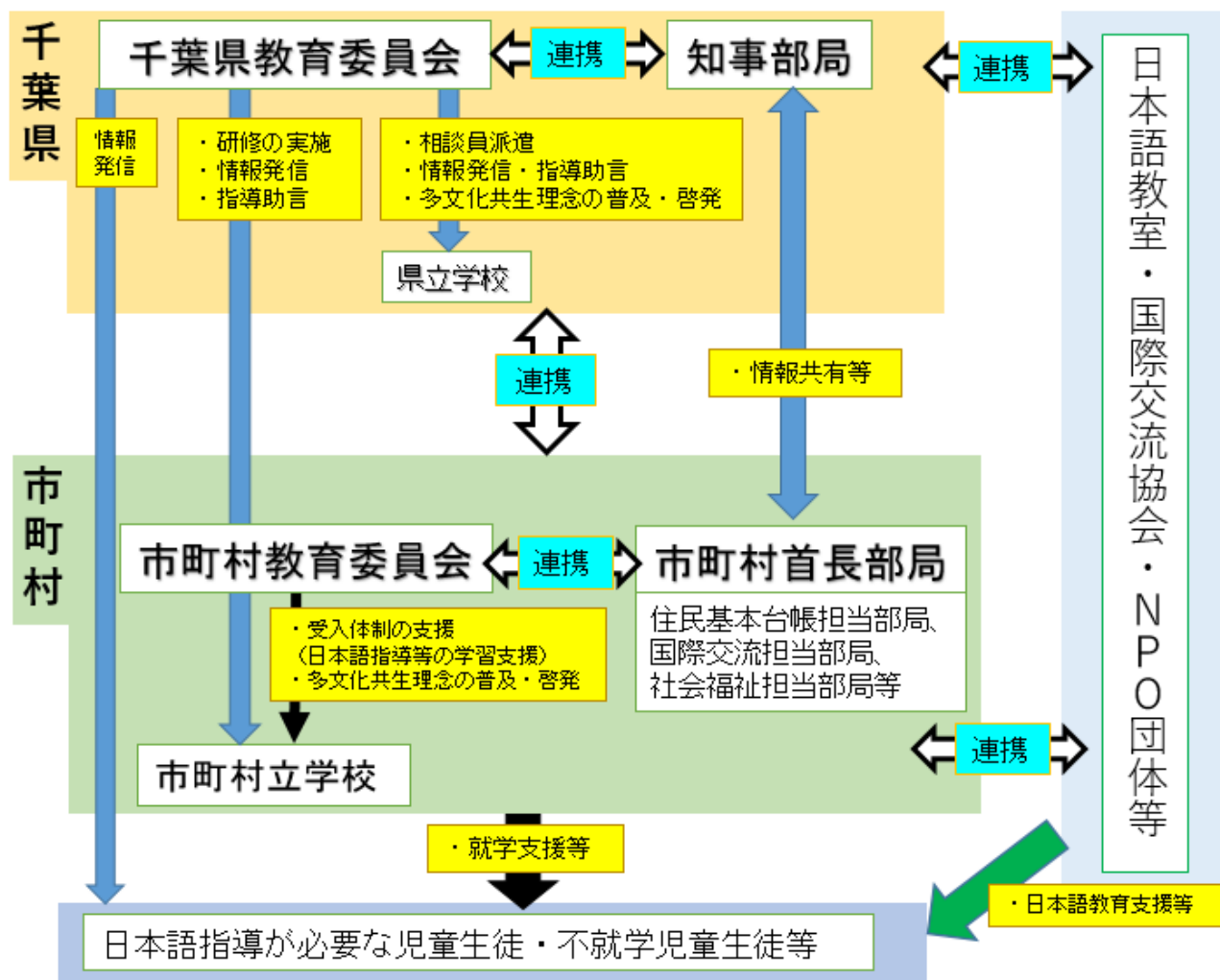
外国人児童生徒等の就学において、市町村教育委員会が首長部局等と連携して保護者等への働きかけが行えるよう指導・助言する。

(3) 自治体等の役割

県、市町村等の体制（役割）を整理し、それぞれが連携して取り組むことが外国人児童生徒等の教育には不可欠である。



①イメージ図



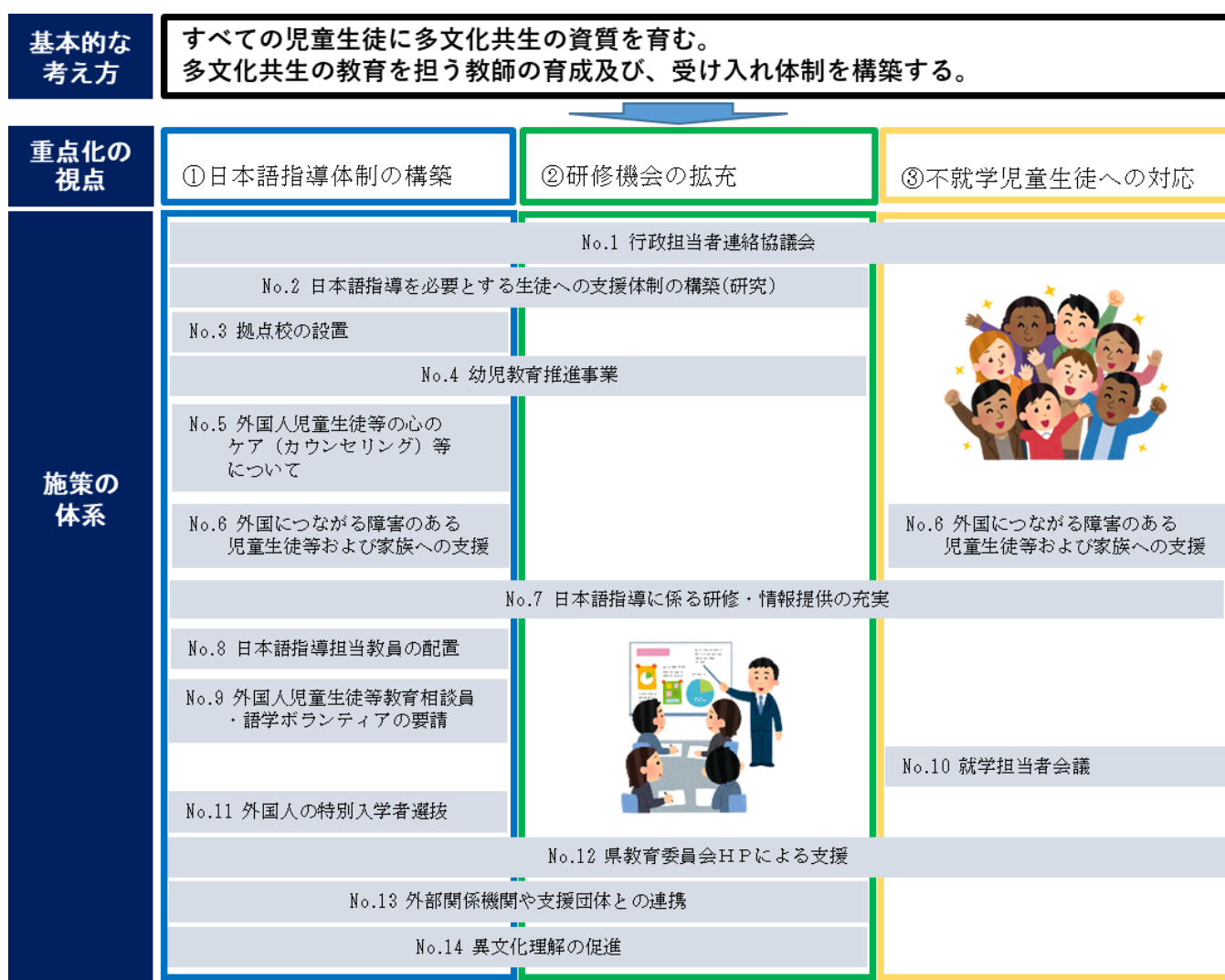
②県の役割

- ア 県立学校における外国人児童生徒等の受入体制の整備
- イ 受入れに関する連絡協議会の設置
 - 教育庁内会議、行政担当者会議、指導者等会議（研修等）
- ウ 市町村に対する受入体制の支援
 - 各市町村の実情に応じた支援・助言をする。
- エ 多文化共生意識の啓発
 - 学校・地域に多文化共生の考えを広める。
- オ 情報収集・発信
 - 国の取組や研修、学校で役立つ資料等の情報を収集・発信する。
 - さらに、外国人児童生徒等や保護者に就学及び進学等の情報を発信する。
- カ 日本語教育を行う機関、国際交流協会、NPO団体等との連携

③市町村の役割

- ア 市町村立学校における外国人児童生徒等の受入体制の整備
- イ 受入に関する連絡協議会等の設置
- ウ 就学相談及び就学促進
- エ 学校への支援員配置等
- オ 多文化共生意識の啓発
- カ 日本語教育を行う機関、国際交流協会、NPO団体等との連携

(4) 施策体系図



4 主な施策

外国人児童生徒等教育の指導・支援体制

No. 1 行政担当者連絡協議会

(学習指導課)

【対象】
・行政

◇現状

○各市町村の行政担当者による情報交換や協議会を実施している。(年1回、オンライン)

◆課題

○各自治体間での連携強化(外国人が少ない地域含め)

○先進自治体の成果の普及推進による散在地域の支援体制構築

具体的な取組(方向)

全市町村の担当参加のもと、日本語指導及び受入体制に関する情報共有・交換を行い、各自治体間の連携を推進する。

- ・外国人児童生徒等の受入体制の整備
- ・外国人児童生徒等の就学
- ・外国人児童生徒等の日本語指導教室の運営
- ・外国人児童生徒等のキャリア支援

<対象>

- ・教育事務所・各市町村教育委員会担当

No. 2 日本語指導を必要とする生徒への支援体制の構築(研究)

(学習指導課)

【対象】
・県立高校

◇現状

○外国人児童生徒等教育相談員を県立高校に派遣し、日本語指導、授業支援及び適応指導等を行っている。

○日本語指導を担当する教職員の指導マニュアルの作成を行い、当該生徒の語学力に応じた特別な教育課程の編成に関する研究を行った。(平成30年度～令和2年度)

◆課題

○教職員と連携して専門的な視点による日本語指導を行い、外国人児童生徒等が日本語で授業を理解できる言語能力の習得

○外国人児童生徒等への受入等における各自治体の連携

具体的な取組(方向)

- (1) 指定する県立高校において、特別な教育課程の編成など支援体制の構築に関する研究及び成果の普及を行う。(生浜高等学校及び市川工業高等学校)
- (2) 研究成果(本研究で開発・実践した自作テキスト、指導方法等の事例等)は、県内の定時制高校等に提供し、他校での日本語指導や授業支援に活用できるようにする。

No. 3 拠点校の設置

(学習指導課・教職員課)

【対象】
・ 県立高校

◇現状

○県立学校における支援として、外国人児童生徒等教育相談員の派遣を行っている他、日本語指導担当者連絡協議会において、情報共有・交換を行っている。

◆課題

- 支援が必要な外国人児童生徒等の増加への対応
- 日本語指導等の体制が整備された学校の設置

具体的な取組(方向)

(1) 重点的な支援

- ・相談員の重点的な配置、研修費補助、消耗品や書籍購入費補助、翻訳システムの導入を行う。
- ・令和3年度以降の加配教員等の検討を行う。

(2) 拠点校の取組

- ・日本語の能力に応じた指導の充実を図る。
- ・校内支援体制の構築及び県内への普及（日本語指導全体計画、個別の支援計画の作成、翻訳システムの活用）を行う。

(3) 拠点校による調査、研究

- ・調査、研究の主体は、拠点校連絡協議会が行い、各学校に調査を依頼する。

No. 4 幼児教育推進事業

(学習指導課)

【対象】
・ 幼稚園・小学校

◇現状

- 幼児教育関係の研修を行い、海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応等について、理解を深められるようにしている。
- 県内の幼稚園・認定こども園・保育所等に幼児教育アドバイザーを派遣し、個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行えるように支援している。

◆課題

- 学習指導課が所管する公立幼稚園以外の私立幼稚園、認定こども園、保育所からの研修会参加希望や幼児教育アドバイザー派遣要請が増やせるような工夫

具体的な取組(方向)

(1) 幼稚園教育課程研究協議会

- ・幼児教育の諸課題をテーマとして協議会を行う。個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行えるよう、実際の園の取組等を紹介し合い情報共有を図る。

(2) 幼児教育アドバイザー派遣事業

- ・他の園の取組事例やこれまでの経験を踏まえ、園経営が適切に行えるよう指導・助言を行う。

No. 5 外国人児童生徒等の心のケア(カウンセリング)等について(児童生徒安全課)

【対象】
・県立学校
・小中学校

◇現状

○カウンセリングが必要な場合は、通訳者等が同席し行っている。

◆課題

○カウンセリングや家庭や福祉、関係機関との連携が必要な外国人児童生徒等の増加

○通訳者等の確保

○第三者が同席した場合の守秘義務

具体的な取組(方向)

(1) 日本語指導担当教員、外国人児童生徒等教育相談員、通訳者等との連携

・日程の調整や情報共有をし、連携して対応するようにする。

(2) 研修会等における資質能力の向上及び情報共有

・研修会等において、外国人児童生徒等に係る対応について事例研究、情報交換を行い、資質能力の向上を図る。

No. 6 外国につながる障害のある児童生徒等および家族への支援 (特別支援教育課)

【対象】
・県立学校
・小中学校

◇現状

○障害のある外国人児童生徒等および家族に関する質問や相談を受け、回答や助言を行っている。

◆課題

○言語コミュニケーションの問題

○アセスメント(児童生徒の実態に即した効果的な支援への指針)

○日本文化と外国人児童生徒等の母国文化の違いによる相互理解の不足

具体的な取組(方向)

(1) 支援や対応に関する質問や相談への回答や助言

・利用できる社会資源等に関すること、説明用資料を多言語化しているなどの具体的な支援事例、翻訳機や通訳の活用状況などの情報を収集し、回答や助言を行う。

(2) 就学に関する質問や相談への助言

・教育相談につながるよう助言する。

教員・相談員の配置・養成

No. 7 日本語指導に係る研修・情報提供の充実

(学習指導課)

【対象】

・行政・県立学校
・小中学校

◇現状

- 日本語指導担当教員等を対象に、指導力向上及び協議を行っている。
- 日本語指導の経験年数に応じた研修会を行っている。
- 県立学校における授業参観を通して、実際の指導に触れ、指導力向上を図っている。

◆課題

- 日本語指導経験が少ない教員の増加に伴う指導力向上研修が必要
- 児童生徒の実態に応じた指導等を含む研修の提供
- 日本語指導方法等の必要な情報の提供

具体的な取組(方向)

- (1) 日本語指導担当者連絡協議会
 - ・日本語指導力向上、外国人児童生徒等に係る国の動向及び受入体制の情報共有等を行う。
- (2) 研修内容の精選
 - ・担当者同士による情報交換など、現場のニーズに即した研修内容を実施する。
- (3) 日本語指導等に関する情報の提供
 - ・日本語指導を担当する教員等に、教材や指導法に関する情報を提供する。

No. 8 日本語指導担当教員の配置

(教職員課)

【対象】

・県立学校
・小中学校

◇現状

- 日本語指導担当教員を中心に、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して指導している。また、市町村費負担非常勤講師及びボランティア指導員等の協力を得ながら、日本語指導が行われている学校もある。

◆課題

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の増加への対応
- 日本語指導担当教員の確保

具体的な取組(方向)

- (1) 日本語指導に係る「特別の教育課程」の編成
 - ・各学校において日本語指導が必要な児童生徒がいる場合には、日本語指導に係る「特別の教育課程」を編成し、届け出を市町村教育委員会に提出するよう指導する。
- (2) 日本語指導担当教員の配置
 - ・毎年12月までに、翌年度、県内において日本語指導が必要となる対象児童生徒見込数を集約し、国の配置基準に基づく日本語指導担当教員の加配数を国に要望する。
 - ・年度末人事において、国から加配された日本語指導担当教員を、各市町村教育委員会と連携しながら、適正に配置する。
 - ・当該年度の5月1日までに日本語指導に係る「特別の教育課程」の届け出がなされている児童生徒数をまとめ、国に報告する。

No. 9 外国人児童生徒等教育相談員の配置・語学ボランティアの要請
(学習指導課)

【対象】
・県立学校
・小中学校

◇現状

- 要望のあった県立学校等に、相談員を配置するとともに、語学ボランティアの派遣依頼を行っている。
- 外国人児童生徒等の生活への適応指導、日本語指導、教育相談、学校と外国人児童生徒等及びその保護者との連絡（通訳・翻訳）、国際理解教育関係の授業・行事等の補助、その他必要な業務（母語保持の指導、国際理解教育に必要な資料づくり等）を行っている。

◆課題

- 支援が必要な外国人児童生徒等の増加への対応
- 母語の多言語化による相談員の確保

具体的な取組(方向)

- (1) 複数校を兼務できる相談員の配置
 - ・相談員として複数校兼務できるようにし、支援が必要な児童生徒等に臨機応変に対応できるように学校間及び相談員との連携を促進する。
- (2) 連絡協議会等において資質能力の向上及び連携
 - ・日本語指導力の向上とともに、協議を行うことで連携を促進する。
- (3) 相談員の確保
 - ・各市町村及び関係団体と、通訳や日本語教育等に必要な人材情報を共有し、相談員を確保する。
- (4) 語学ボランティアの紹介依頼
 - ・ちば国際コンベンションビューローに対し、外国人児童生徒等の母語を話せるボランティアの紹介を依頼する。

就学・進学・就職の支援等

No. 10 就学担当者会議

(教職員課、特別支援教育課)

【対象】
・行政

◇現状

- 各市町村教育委員会の担当者を集め、次年度における各学校の児童生徒数の推移及び学級編制の見込等について聞き取りを行っている。

◆課題

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の増加への対応
- 就学前または不就学の外国人児童生徒等に係る状況確認及び情報共有

具体的な取組(方向)

- 就学担当者会議
 - ・次年度における各学校の学級編制の状況や、就学前または不就学の外国人児童生徒等に係る状況確認と指導対象となる外国人児童生徒等について情報を共有する。
 - ・各市町村の就学前外国人児童についての把握方法（住民基本台帳の担当課と市町村教育委員会との連携等）について状況を確認し、先進的な事例については県内に周知する。

No. 11 外国人の特別入学者選抜

(学習指導課)

【対象】
・県立学校
・中学校

◇現状

- 全日制12校、定時制16校で特別入学者選抜を行っている。
- 面接及び作文による選抜を行う。(いずれも日本語または英語)

◆課題

- 日本語を苦手としている外国人生徒への支援
- 入学者選抜の制度についての周知

具体的な取組(方向)

- 入学者選抜における支援
 - ・学力検査における問題文へのルビ振り等、配慮を行う。
 - ・入学者選抜の制度についての説明会を実施する。
(県外及び海外等からの入学志願手続の説明会)
 - ・Webページにおいて、7か国語による説明ページを作成する。

No. 12 県教育委員会HPによる支援

(各担当課)

【対象】
・県立学校
・小中学校

◇現状

- 日本の学校生活、日本の教育制度等を公開している。
- 就学案内及び受入れ体制等の内容を公開している。
- 日本語を指導するための教材、指導案等を公開している。

◆課題

- ホームページの内容の更新
- 各情報にアクセスしやすいようなページ作成

具体的な取組(方向)

- (1) ホームページの更新
 - ・各担当課から、情報発信できるような在り方を検討する。
- (2) 最新情報にアクセスできるようなホームページ
 - ・千葉県だけではなく、各自治体の情報等に接続できるようなページを作成する。

多文化共生意識の醸成

No. 13 外部関係機関や支援団体との連携(学習指導課)

【対象】

・行政・県立学校
・小中学校

◇現状

○ちば国際コンベンションビューローによる多言語の学校文書例作成、多文化共生出前講座等に協力している。

◆課題

- 多くの外部団体等との連携
- 各市町村教育委員会への情報提供

具体的な取組(方向)

- (1) ホームページによる情報発信
 - ・外部団体等との連携が図られるよう、ホームページによる情報発信等を行う。
 - ・各担当課が、情報発信できるように随時ホームページを見直す。
- (2) 関係機関・支援団体と連携した取組の推進
 - ・ちば国際コンベンションビューローと連携して多文化共生のプログラム開発や外国人講師による母国紹介等を通じて多文化共生意識の醸成を図る。
 - ・外国人児童生徒等が抱える問題の解消に向けて、知事部局やちば国際コンベンションビューロー、日本語教室、NPO等と連携しながら対応していく。

No. 14 異文化理解の促進(教育政策課、生涯学習課、学習指導課、児童生徒安全課)

【対象】

・県立学校
・小中学校

◇現状

- Webページにおいて、ホストファミリーを奨励している。
- 各学校において行われている様々な国際理解教育をWebページで紹介している。

◆課題

- ホストファミリーの確保
- 各地域及び各学校による取組の差違
- 言葉や生活文化の違いの理解

具体的な取組(方向)

- (1) ホストファミリーの奨励
 - ・ホストファミリーの募集团体を紹介する等、Webページで啓発に努める。
- (2) 国際的に活躍できる人材の育成
 - ・各教科等において多文化共生に取り組むほか、教科等横断的に学ぶ機会を推進する。
 - ・国際理解教育の取組をWebページ等で発信し、各学校における取組意識の向上を図る。
- (3) いじめの未然防止
 - ・言葉や生活文化の違い等について、教職員、児童生徒、保護者等の理解を促進する。
 - ・学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- (4) 県立図書館での多文化サービスの実施
 - ・日本語を母語としない子どもの読書活動の支援と、言語や文化の異なる人々の交流の機会の提供を行う。